

公 募

高津川・江の川の河道内樹木伐採の希望者を公募します。

【伐採樹木を無償でお持ち帰りいただけます。】

平成23年12月13日

中国地方整備局

浜田河川国道事務所長

1. 目 的

江の川及び高津川の河川内にはヤナギ等の樹木が繁茂しており、洪水時に流れの妨げとなったり、さらには倒れた樹木が下流の橋等に引っかかり洪水をせき上げたりするなど、治水上の問題となっております。また、河川巡視の際の妨げとなったり、ゴミの不法投棄を誘発する要因となったりするなど、河川管理上の障害にもなっています。

このため、浜田河川国道事務所では計画的に河川内の樹木伐採を行っていますが、この度、伐採コストの縮減及び木材資源の有効活用を目的に、河川管理者が伐採予定の江の川及び高津川の河川内樹木について、公募により募った希望者に伐採していただき、その伐木を無償で持ち帰って頂く試みを実施することとしました。

2. 対象場所

お一人につき応募区画数は1区画400m²程度を予定しています。

なお、区画数については、応募状況を踏まえ、増加も可能です。

また、団体企業等の場合は、各出張所にご相談下さい。

場所は別紙位置図に示す箇所を予定していますが、現地の状況等により変更する場合があります。※別紙、現場の位置図あり。

【① 邑智郡川本町川下・美郷町栗原地先】

場 所：邑智郡川本町川下地先

邑智郡美郷町栗原地先

伐採面積：1区画400m²程度、団体または企業等の場合は、ご相談下さい。

現地に関する問い合わせ先：浜田河川国道事務所 川本出張所

〒696-0003 島根県邑智郡川本町大字因原24

電話(0855)72-0431 F A X (0855)72-2094

【② 益田市角井地先】

場 所：益田市角井地先

(虫追堰付近の高津川右岸河川敷)

伐採面積：1区画400m²程度、団体または企業等の場合は、ご相談下さい。

現地に関する問い合わせ先：浜田河川国道事務所 高津川出張所

〒698-0041 島根県益田市高津1丁目6-1

電話(0856)22-0533 F A X (0856)22-5844

3. 伐採対象樹木

原則として区画内の樹木全てとします。ただし、環境への配慮として存置する樹木がある場合は具体的に指示します。

4. 現地状況

- ・樹木の状況：ヤナギ、竹を主とする樹林で、胸高直径 10cm～20cm 程度のものが多く、1 区画内に 10～20 本程度生えています。
- ・運搬路：伐採箇所まで軽トラック程度の車両の進入が可能です。

5. 伐採条件

全ての箇所において、以下の条件に従って実施してください。

(1) 実施内容、費用等の負担

伐採、搬出について要する費用、労力等は、全て伐採を認められた応募者（以下「伐採資格者」という）の負担とします。伐採した樹木は無償で持ち帰ることが出来ます。

なお、枝については伐採資格者が持ち帰りを希望しない場合は、一箇所に集積して頂き、河川管理者が処分を行います。

(2) 第三者への危害の防止及び賠償責任

作業に伴い、堤防天端道路等の河川利用者、民地所有者、占用者及び他区画の伐採資格者等へ危害を及ぼさないよう安全な方法で実施するものとし、万一危害を及ぼしたときは伐採資格者が賠償責任を負うものとしします。

(3) 伐採時期

公募期間中、速やかに伐採資格者を選定し通知しますので、所要の手續等が完了後、各自の区画について

伐採 平成23年12月22日（木）～平成24年2月29日（水）
（平成23年12月14日～平成23年12月20日までに申し込んでください）
の期間内に実施して頂きます。

具体的な日程等は、江の川については川本出張所、高津川については高津川出張所と協議して頂きます。

(4) 伐採実施時間

8時から17時とします。土日祝日も可能です。但し、出水により伐採箇所が冠水する恐れがある場合、その他の理由により河川管理者から指示があった場合は作業できません。

(5) その他

- 1) 事故等が発生した場合、または、第三者に損害を及ぼした場合、苦情等を受けた場合は速やかに、伐採資格者自らが適切な対応を行うこと。その対応後、速やかに各出張所へ報告してください。
- 2) 河川管理施設を損傷させないように注意し、損傷した場合には指示に従い原形復旧していただきます。
- 3) ゴミ等は出さないものとし、作業後の後片付け、清掃は入念に行い河川美化に努めてください。
- 4) 伐採箇所以外の民地、占用地には立ち入らないでください。
- 5) 伐採後持ち帰る木材については、個人の所有物とし、使用にあたっては廃棄物

処理法等の諸法令を遵守し、責任をもって処理してください。

6. 応募資格

個人、法人、地方自治体など特に制限はありませんが、島根県内及び近隣に住所を有する方に限ります。

7. 応募者多数の場合の伐採資格者の決定方法

原則、先着順としますが、公共機関または公益的事業を目的とする団体等は優先します。

浜田河川国道事務所で、区画の割り当てを含めて公平に決定し、速やかに伐採資格者へ通知します。伐採結果について不服申し立ては認められません。

8. 申し込み方法

別紙-1「応募用紙」に必要事項を記載し、応募受付期限までに下記へ提出してください（郵送、FAX、メール、持参可）。

応募者には、簡単な別紙「アンケート」への協力をお願いしたく、応募用紙と併せて提出してください。

*応募者の個人情報は伐採資格者の選定通知など、当公募に係る事務のみに使用します。

(1) 応募受付期間：平成23年12月14日（水）から平成23年12月20日（火）

なお、持参する場合は平日の10時00分から17時00までとする。

(2) 応募受付場所：中国地方整備局 浜田河川国道事務所 河川管理課

〒697-0034 島根県浜田市相生町3973番地

電話(0855)22-3122 FAX(0855)22-2486

中国地方整備局浜田河川国道事務所 川本出張所

〒696-0003 島根県邑智郡川本町大字因原24

電話(0855)72-0431 FAX(0855)72-2094

中国地方整備局 浜田河川国道事務所高津川出張所

〒698-0041 島根県益田市高津1丁目6-1

電話(0856)22-0533 FAX(0856)23-5844

9. その他

- ・ 応募者はやむを得ない事由が発生した場合はいつでも取り下げの申し出が可能です。
- ・ 伐採資格者を通知した以後において、伐採資格者に河川管理上好ましくない行為があった場合には、許可を取り消す場合があります、その際には伐採資格者が伐採のためにそれまでに負担した費用の補償はしません。また、伐採資格者に原形復旧等の措置を求める場合があります。
- ・ 公募後に生じた事情により、公募手続の進行状況の如何に関わらず中止する場合があります。